

やすらぎの村便り

新しい介護サービスの提供が開始されました

平成29年の4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業）が始まりました。総合事業とは、介護予防サービスを必要とする介護予備軍が自立できるように、また要介護状態になるのを少しでも遅らすことができるよう、それまで全国一律だったサービスの種類や内容を市町村が地域の実情に応じて独自に見直すことができるというものです。

さらにこれまでとは違って総合事業では、要介護認定の申請を行わずに「基本チェックリスト」の実施によりサービスを利用することができるようになりました。

「基本チェックリスト」は

25の質問項目

があり、

日常生活に

影響がある

必要な機能が低下していないかを調べます。65歳以上の方で、生活支援の訪問型サービスや介護予防通所型サービスのみの利用を希望される人は、要介護認定を受けなくても基本チェックリストによる判定で、すぐにサービスを受けることができます。「基本チェックリスト」の実施は市役所高齢介護課や包括支援センターの窓口で行われます。必要に応じて自宅での実施も可能です。

ただし、介護が必要な場合や通

所リハビリ、訪問看護、福祉用具の

レンタル、住宅改修などのサービスを

希望される場合は、要介護認定

の申請が必要になります。

サービスの利用を希望される方は

ご相談ください。

富田林居宅介護支援事業

所長 高城 裕史

日常生活に

* 要介護認定申請サポート *

専門のケアマネジャーがあなたの要介護認定申請を代行いたします。

介護用品

介護相談

申請代行



介護申請
手続き

無料

お問合せは…

キタバ薬局 やすらぎの村

電話代無料の
フリーダイヤルでお気軽に

0120-41-9158